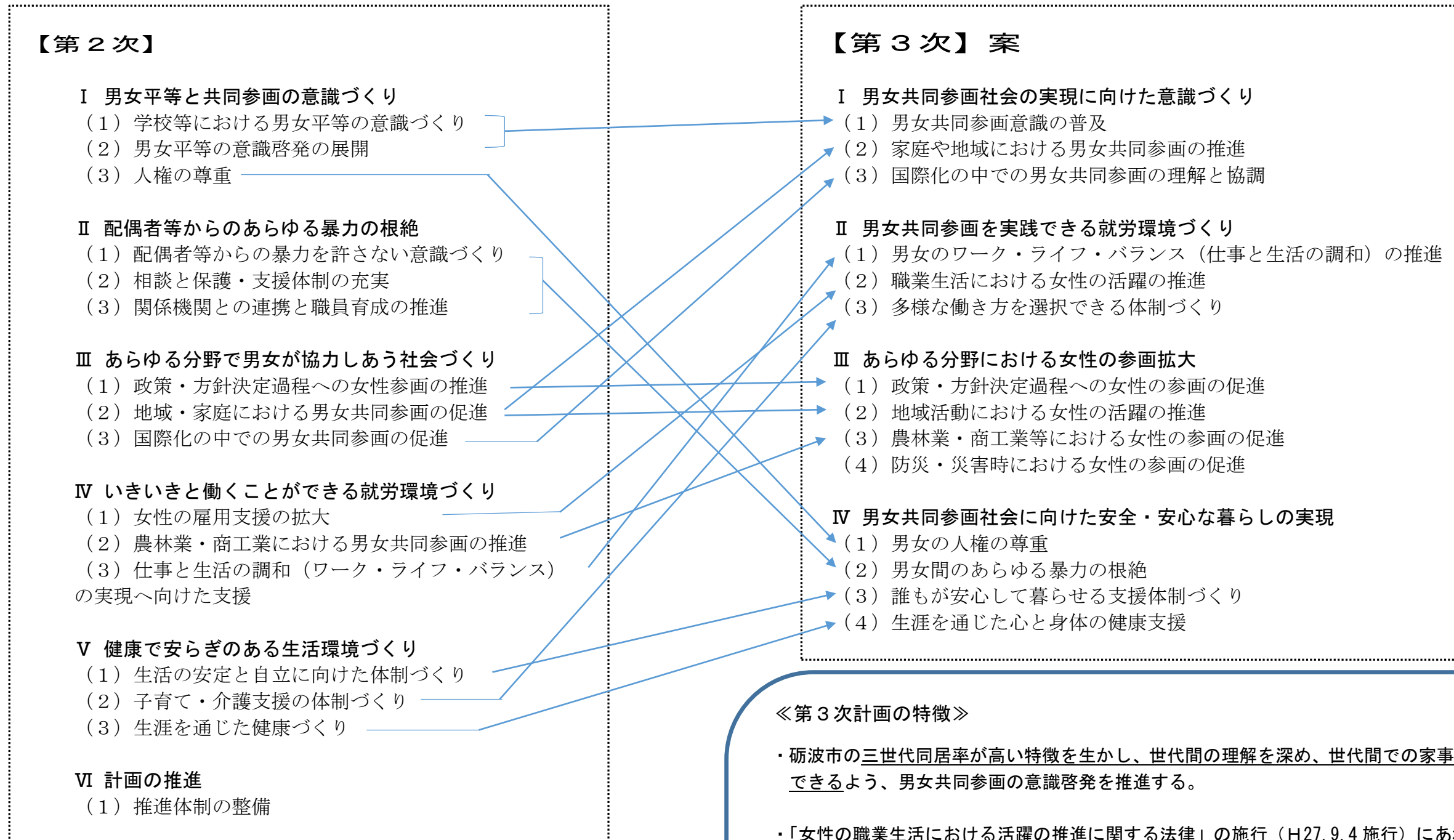


●男女共同参画推進計画（第2次）と（第3次）の体系の違い



《第3次計画の特徴》

- ・砺波市の三世同居率が高い特徴を生かし、世代間の理解を深め、世代間での家事・育児・介護等の協力ができよう、男女共同参画の意識啓発を推進する。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行（H27.9.4施行）にあわせ、同法に定める市町村推進計画を基本目標Ⅱに位置づけ、「職業生活における女性の活躍の推進」を課題とする。働きたい女性が、仕事と子育て・介護などと両立できるよう就労環境づくりを進める取組を重点とする。
- ・人口減少社会を迎える中で、日本の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、「女性の力の発揮が不可欠である」としている国の動向を踏まえ、女性の活躍の促進に重点を置き、「あらゆる分野における女性の活躍」を基本目標の一つに掲げ、新たに、防災活動にも男女共同参画の視点を取り入れることとする。
- ・基本目標Ⅳは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画に位置づけ、課題として「男女間のあらゆる暴力の根絶」を掲げる。
- ・計画の推進体制を基本目標とせず、「計画の推進」として別章として掲げる。